

中国税務速報

2018年2月20日

1. 国家税務総局による公告 2018 年第 11 号『租税条約の実施に関する問題の公告及び解説』

2018年2月9日、国家税務総局より『租税条約の実施に関する問題の公告及び解説』が公布されました。当該公告においては、租税条約における恒久的施設、海運、空運、芸能人、スポーツ選手等の条項及び合名会社に関する事項が更に明確にされました。主な内容は以下の通りです。

- 1) 恒久的施設については、中外合作教育機構及び場所は恒久的施設と見なされて、『6ヶ月』と『183日』は同じ意味であることを明確にしました。
- 2) 海運、空運の条項については、ウェットリース、ボエッジチャーター、定期チャーターは国際運輸業務に所属し、裸用船運輸、設備のみの貸借運輸業務は海運、空運に関する条項に適用し、『付属業務』の判断基準を明確にしました。
- 3) 芸能人及びスポーツ選手という条項に関しては、適用範囲とルールも明確にされています。
- 4) 合名企業が租税条約の適用を受けることを明確にしました。

本公告は2018年4月1日より実施します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3285782/content.html>

2. 国家税務総局による租税条約における『受益所有者』に関する問題の公告（国家税務総局公告 2018 年第 9 号）

2018年2月3日、国家税務総局が租税条約における『受益所有者』に関する問題の公告を公布しました。主な内容は以下の通りです。

- 1) 第30号公告における安全港（セーフハーバー）の範囲を拡大しました。
- 2) 『受益所有者』の適用条件に一致しないが、一定条件を満たす申請者に対して、租税条約に適用する機会を与えました。
- 3) 公告の第三、第四条における持分割合について時間基準を定めました。
- 4) 第601号文に定められた『受益所有者』の身分判定に関するマイナス要因を修正しました。
- 5) 『代理所得受領』に属しない状況を明確にしました。
- 6) 『受益所有者』の身分証明資料を提供する必要性を明確にしました。
- 7) 省レベル税務機関に提出すべき資料を明確にしました。
- 8) 一般的な租税回避規定に適用する状況を明確にしました。

本公告は2018年4月1日より実行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3279059/content.html>

3. 国家税務総局による納税信用評価に関する事項の公告

2018年2月1日、国家税務総局は納税信用評価に関する事項の公告を公布しました。主な内容は以下の通りです。

- 1) 以下企業が納税信用評価に新規追加されました。
 - (1) 初めて税務機関で税務事項を処理する当日より一評価年度未満となる企業（以下は新設企業と略称）。評価年度は歴年を指し、1月1日から12月31日までとなります。

- (2) 評価年度において生産営業収益がない企業。
 - (3) 企業所得税の査定徴収弁法を適用している企業。
- 2) 本公告第一条における企業納税信用評価期間を明確にしました。
 - 3) M レベル納税信用ランクを追加し、納税信用ランクは ABCD レベルの 4 つから、ABMCD レベルの 5 つに変更となりました。
 - 4) 納税信用評価が M レベルである企業に対し、税務機関は以下の奨励措置を実施します。
 - (1) 増値税専用発票認証を取り消すこと。
 - (2) 税務機関は税收政策と管理規定の指導を適時に行うこと。
 - 5) 企業（新設企業を含む）で『信用管理弁法』第二十条における信用失墜行為が発生する場合には、税務機関は当該企業の信用評価ランクを調整した上で、適切な方式で通知します。
 - 6) 上記規定以外、納税信用管理に関するその他の事項は『信用管理弁法』の規定により実施します。
 - 7) 本公告は 2018 年 4 月 1 日より実施します。『信用管理弁法』第十七条第二項は同時に廃止します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3274438/content.html>

4. 工商総局、税務総局による情報共有・連合管理に関する通知

2018 年 1 月 15 日、工商総局及び税務総局は『情報共有・連合管理に対する通知』を公布しました。主な内容は以下の通りです。

1) 情報採集範囲

工商総局は企業登記申請文書規範を修正、全国統一身分情報管理システムを構築し、税務部門は情報共有システムを通じて工商登記情報を入手し、重複採集を行いません。企業登記情報が変更される場合、工商登記事項については、税務部門は企業が適時に工商部門に変更登記を行うよう注意を促し、税務登記事項の変更については、税務部門が工商部門に伝える必要があります。

2) 税務事項処理の協力注意

工商部門は企業が登記手続を行う際に、企業に税務事項通知書を手渡して、企業に適時に税務部門にて税務事項の処理をさせるよう注意を促します。

3) 企業簡易抹消登記改革の推進

公証部門は、企業の簡易抹消公告日から 1 日以内に企業の簡易抹消登記申請情報を省レベル情報交換システムより所轄税務部門に送信し、税務部門は情報共有システムを利用して工商部門に送信された企業簡易抹消登記情報を入手した後、関連手続及び要求に従い、税務情報システムを情報照会し、企業の関連税務状況を確認することが必要となります。

4) 管理情報共有システムの協力構築

各地の税務・工商部門は密接的に協力し、増値税発票申請受領管理システムを構築・完備しなければなりません。税務部門は工商共有情報を十分利用して、税收リスクに対して分析を行い、納税者税收违法ブラックリストなどの情報を工商部門に伝達し、税務・工商部門より連合管理することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3234564/content.html>